

# 意見書

平成22年8月20日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 530-6116

(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう  
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ けいおぶていこむ  
氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム

だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお  
代表取締役社長 藤野 隆雄

連絡先

TEL

FAX

「電気通信事業分野における競争状況の評価2009(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
概要	11 ～ 12	<p>【総務省殿案】</p> <p>1)市場画定の見直し        広く関係者の意見を踏まえながら、あらためて市場画定について適切な見直しを実施することが必要であると考えられる。</p> <p>2)事業者の総合的な事業能力        引き続き今後もグループドミナンスについては注視するとともに、その評価のあり方についても検討していくことが必要であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>FTTHに匹敵する技術であるLTEがサービス開始予定であり、またブロードバンド回線と接続して運用されるフェムトセル基地局の設置本格化が見込まれるなか、今後移動体通信市場から固定ブロードバンド市場への影響が一層強まると想定されます。</p> <p>また、既に固定通信市場では、加入電話からOABJ-IP電話へのマイグレーション、OABJ-IP電話とFTTHとのバンドル提供により、NTT東西による固定電話市場からブロードバンド市場へのレバレッジが発生している状況にあります。</p> <p>そのため、今後は、市場画定をマトリックス的に行うことや、市場間の相互影響の分析・評価に重点を置くこと等で、より多角的に情報通信市場全体の競争状況が把握できる仕組みに見直すことが必要と考えます。</p> <p>加えて、ますます市場の融合・連携が進むと想定されるなか、現在NTTグループが行っているような加入電話や携帯電話での顧客基盤をもとにしたグループ体となった事業活動は、情報通信市場全体により深刻な影響を生じさせることになるため、グループドミナンスに関し厳しく監視のうえ、詳細に分析・評価頂くよう要望いたします。</p> <p>さらに、グループ内に固定通信・移動体通信の事業会社両方を抱える事業者においては、FMCサービスの提供に際して、グループ全体のメリットを優先し、グループ内の固定通信事業者が同グループの移動体通信事業者に有利な技術的条件や接続条件を設定する動きが加速化するおそれもあります。</p> <p>このような動きに同調を強いられる等により、グループシナジーを活かせない固定通信専業事業者においては、コスト面・設備面の負担が増大する可能性がありますので、グループ内の固定通信・移動体通信事業者間の排他的取引の有無等についても、より一層注視いただくことを要望いたします。</p>

章	頁	意見
I	38	<p><b>【総務省殿案】</b></p> <p>他の領域とのセット提供の動向について今後も注視すべきである。特に、NTT東西の固定電話市場における市場支配力の隣接市場へのレバレッジに関しては、固定電話市場全体においてはNTT東西のシェアは減少傾向にあるが、FTTHの普及とFTTHにおけるNTT東西のシェアの高まりにより、FTTHとセットで提供されるOABJ-IP電話におけるNTT東西のシェアが上昇する可能性があると考えられる。</p> <p>NTT東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制等、市場支配力の行使を抑止・けん制するための措置が講じられているが、NTT西日本は、10年2月、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いに関し、業務改善命令を受けたこと等を踏まえれば、固定電話市場における市場支配力のブロードバンド市場等隣接市場へのレバレッジの有無については、今後も注視していく必要がある。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>昨年発覚したNTT西日本における他社番号ポータビリティ情報の不正利用について、本年2月に総務省殿より業務改善命令や行政指導を受け、現在業務改善計画が進行中であることに鑑みると、市場支配力の行使を抑止・けん制するための措置が十分講じられていると言えないと考えます。</p> <p>また、従来から指摘しているとおり、NTT東西が加入電話の顧客情報を保有していることや加入電話を独占的に提供してきたことにより醸成されたブランドイメージや信頼感に加え、NTT東西自らのPSTNからIP網やNGNへの移行戦略が、加入電話からOABJ-IP電話へのマイグレーションに影響し、結果的にバンドル提供されているFTTHの加入促進に繋がっております。</p> <p>以上から、「市場支配力が行使される可能性があり、またFTTH市場へのレバレッジが存在する」と評価したうえで、不正利用の場となった県域等子会社を含め、NTT東西に対する行為規制の強化策を講じることが必要であると考えます。</p> <p>なお、NTTグループにおける市場シェアの高まりは、NTT東西をはじめとしたNTTグループが、本来の規制の枠を超えて、なし崩し的に事業範囲を拡大していることによるものでありますが、特に固定電話市場においては、活用業務によって提供されているNTT東西のひかり電話が大きく影響しておりますので、当該認可の取消しを含め、その取扱いを再検討いただく時期にあると考えます。</p>



章	頁	意見
V	13 ～ 15	<p><b>【総務省殿案】</b></p> <p>5. メタルからFTTHへの移行の動向</p> <p>(1) インターネット</p> <p>また、ADSLの利用者におけるFTTHへの移行希望については5割以下であり、2009年度は2008年度に比べ、さらに割合が低下している。</p> <p>(2) 固定電話</p> <p>そこで、固定電話のOABJ-IP電話への変更意向についてみると、OABJIP電話ではない固定電話利用者におけるOABJ-IP電話への変更を希望する割合は20%以下であり、さらに、2008年度に比べ2009年度は割合が低下している。これは、IP電話への変更を希望する利用者は既にIP電話へと変更しているためと考えられる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>ADSLの利用者におけるFTTHへの移行希望の割合が低下していることは、FTTHならではの利活用策が充実していないため、ADSLで十分という利用者が多く存在していることを如実に表しているものと考えます。</p> <p>また、OABJ-IP電話ではない固定電話利用者におけるOABJ-IP電話への変更を希望する割合が低下しているのも、バンドル提供されるFTTHのポテンシャルが十分発揮できていないことが影響しているものと考えます。</p> <p>そのため、FTTHの利用率向上、更にはバンドル提供されているOABJ-IP電話の利用促進に向け、今後一層、官・民それぞれの立場で、FTTHならではの利活用策の充実を図るべく取り組んでいくことが重要であると考えます。</p>

章	頁	意見
VI	11 ～ 14	<p><b>【総務省殿案】</b></p> <p>2. ブロードバンド市場の分析</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>現在、ブロードバンド市場において活発に行われている事業者間競争こそが、通信の自由化以降の規制緩和策やNTT再編をはじめとしたドミナント事業者に対する事業規制・行為規制等といった競争政策による成果であると考えます。</p> <p>他の市場に比べ新しい市場であるFTTH市場において、「図表VI-6 FTTH市場における重要度」のとおり、事業者間競争の重要度が最も高く評価されているのも、前述の競争政策の賜物であると考えます。</p> <p>そのため、今後とも、設備競争とサービス競争の両立に軸足を置いた競争政策により、事業者間競争を一層促進していくことが重要であると考えます。</p> <p>また、競争政策の効果分析にあたっては、今回試行のように接続政策中心に行うのではなく、事業者間競争の存在も競争政策の効果として分析対象に含めるべきと考えます。</p> <p>特に、既に独占時代に構築し終え設備競争のないメタルを利用するADSLと、複数事業者が設備競争をしつつ整備を進めている光ファイバを利用するFTTHとでは、市場構造や競争環境が大きく異なるという点を踏まえると、接続政策中心の経済効果分析だけでは十分とは言えないため、より広範かつ多角的な視点から競争政策全体の効果分析を実施いただくことが肝要と考えます。</p>

以上